

港湾施設使用者の公募について

港湾施設の使用者を下記募集要領に基づき公募します。

那覇港管理組合  
管理者 仲井眞 弘多



那覇港那覇ふ頭船客待合所使用者募集要領

- 1 施設の概要（別紙1参照）  
所在地：那覇市通堂町2番1号（那覇ふ頭船客待合所1階）  
使用者及び来客者駐車場あり（有料）
  - ① 延べ床面積：76.0㎡
  - ② 使用方法：店舗等
- 2 申込資格
  - (1) 申込業種について豊富な経営経験がある方  
(原則として、現在まで引き続き2年以上の経営経験のある方)
  - (2) 事業税を滞納していないこと。
- 3 使用条件  
那覇港管理組合港湾施設管理条例及び同条例施行規則の規定又はこの要領に基づくこととする。
- 4 使用期間  
使用期間は平成20年9月1日～平成21年3月31日までとする。  
ただし、平成21年度以降継続使用が可能。
- 5 使用料
  - (1) 施設使用料：141,360円/月（76㎡×1,860円）  
※1平方メートルまでごと1月につき1,860円
  - (2) 使用者用の駐車場：車両1台、1月につき6,000円
  - (3) 来客者用の駐車場：1時間以内200円、以降1時間ごとに100円加算（税込み）

※(1)(2)については、それぞれ100分の105を乗じて得た金額を徴収する。

- 6 光熱水料  
使用料とは別に施設にかかる光熱水料等を徴収する。
- 7 申込方法  
次の（１）～（３）の書類を提出すること。  
（１）施設使用申込書（別紙：様式１）  
（２）沖縄県納税証明書（法人事業税又は個人事業税）  
：直前２年度（期）分  
（３）登記簿謄本（法人）又は住民票（個人）  
※申込資格がない場合又は申込書その他の提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、申込は無効とする。また、申込書等の提出書類は一切返却しない。
- 8 受付場所  
〒900-0035 那覇市通堂町２番１号  
那覇港管理組合 総務部業務課
- 9 公募期間  
平成２０年８月４日（月）～８月１５日（金）  
※受付時間（土曜、日曜、祝祭日を除く ９：３０～１６：００）
- 10 使用者の選考  
使用者の決定については、当組合で申込書類を審査し選定する。ただし、必要に応じ、申込書類等の内容について実態調査を行う場合がある。
- 11 結果発表  
選定結果は、平成２０年８月２５日（金）までに、「施設使用申込書」に記載されている代表者へ電話にて連絡する。
- 12 その他  
（１）公募期間中に申込者がいない場合等は、引き続き先着順で申込の受付を行う。  
（２）申込にあたっては、必ず現地及び周辺環境等を確認すること。  
（３）施設の仕様及び法令等による規制のある業種は、使用できない場合がある。

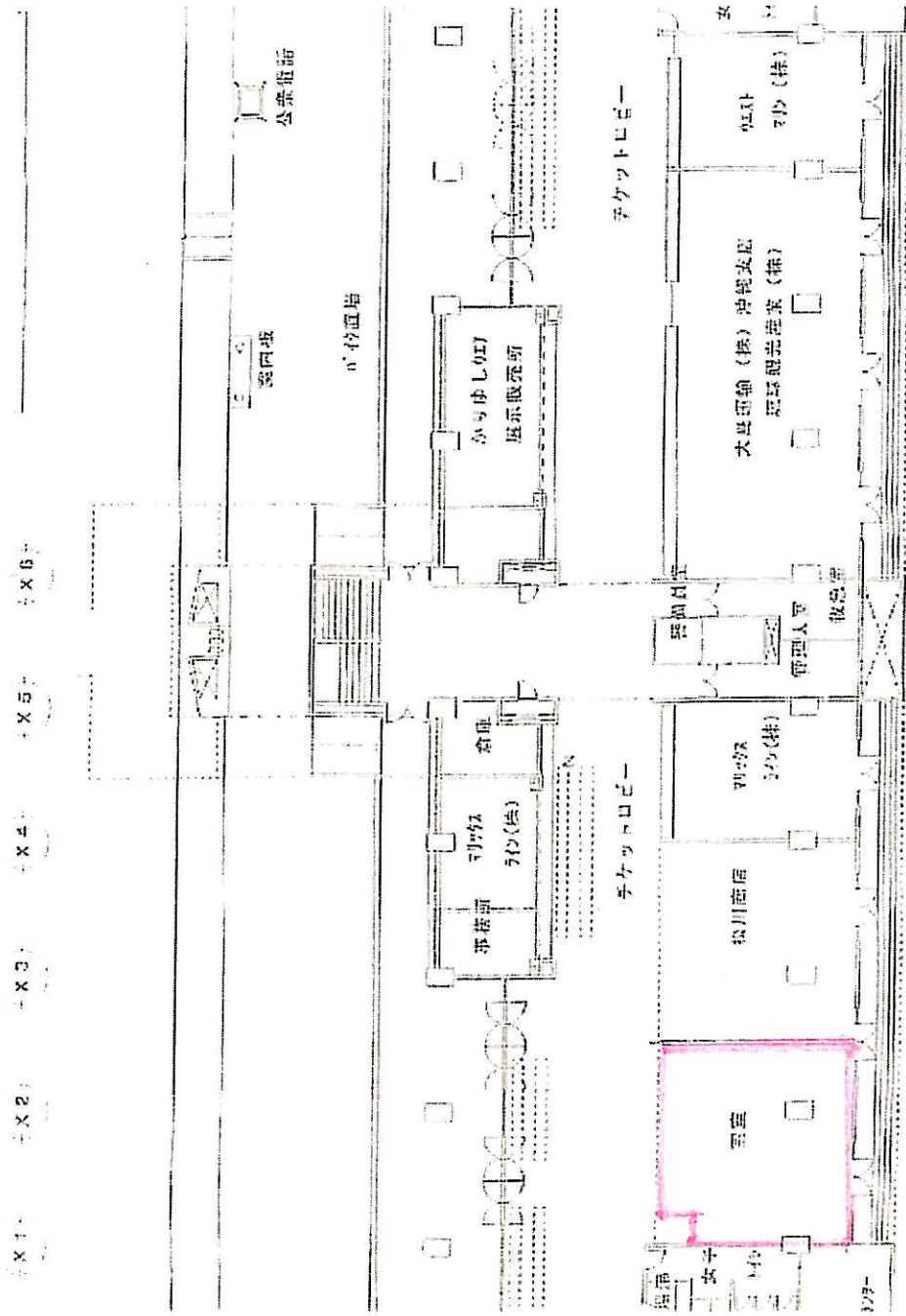
**【問い合わせ先】**

〒 900-0035 那覇市通堂町 2 番 1 号  
那覇港管理組合 総務部業務課（担当：宮城）

TEL 098-862-2328

FAX 098-862-4247

# 別紙1 那覇ふ頭船客待合所 1階ロビー



那覇ふ頭船客待合所 1階平面図 (参考図)

(様式1)

## 港湾施設使用申込書

那覇港管理組合管理者 殿

平成 年 月 日

港湾施設（那覇ふ頭船客待合所）を使用したいので、必要書類を添えて申請します。

氏名 (法人にあっては法人名及び代表者名)		印
住所 (法人にあっては所在地)		
電話		
F A X		
業種		
事業開始		
法人設立		

<使用者 駐車場について> 該当する箇所に○印を付けてください。

	必要 (台数: 台)		不要
--	------------	--	----

※申請施設で予定している営業内容について、説明資料を添付してください。